

みんなで介護予防事業等実施業務公募説明書

1 当該公募の趣旨

本業務については、北九州市が開発したひまわり太極拳及びきたきゅう体操を通して介護予防の普及・啓発を図るとともに、高齢者等が身近な地域で自主的に健康づくりに取り組めるよう、普及員等の人材育成や、自主グループの活動支援を行うものである。

本業務の実施にあたっては、

- ① 北九州市が開発したひまわり太極拳・きたきゅう体操を熟知し、指導技術を有していること
- ② 運動内容の医学的な効果説明や、運動方法の正しい技術・知識を有する作業療法士等のリハビリテーション専門職をコーディネーターとして確実に配置できること
- ③ ひまわり太極拳・きたきゅう体操の普及啓発や、自主グループの活動支援を行うための体制（普及・啓発窓口の設置）を整備すること等

の要件を満たすことが必須であるため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は指名型プロポーザルを実施する。

2 業務概要

(1) 業務名 みんなで介護予防事業等実施業務

(2) 業務内容

詳細は別紙「仕様書」を参照すること。

- ア ひまわり太極拳・きたきゅう体操普及教室の実施
- イ きたきゅう介護予防普及員の人材育成
- ウ 通いの場における支援（体験会・定着支援）
- エ 普及・啓発窓口の設置
- オ ひまわり太極拳認定指導員に関すること
- カ その他、市が必要と認める業務

(3) 従事者

詳細は別紙「仕様書」を参照すること。

- ア コーディネーター（作業療法士等リハビリテーション専門職） 2名
- イ 補助員 1名

- ウ 統括責任者 1名
- エ その他必要な人員（作業療法士等リハビリテーション専門職）

3 応募要件

（1）基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地が北九州市内であること。
- エ 暴力員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する法人又は事業者でないこと。
- オ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

（2）基本的要件以外の要件

- ア 法人登記をしていること。
- イ 本市の保健福祉施策について、共通の理念を持って事業を実施できること。
- ウ 介護予防事業において、実績を有すること。
- エ 従事者は、高齢者の心身の特性や介護予防に関する知識を有し、高齢者への指導技術や介護予防運動（ひまわり太極拳・きたきゅう体操）の普及・啓発を図ることができる経験や資質を有すること。
- オ 「ひまわり太極拳」については、共同開発者である北九州市武術太極拳連盟との連携を図ること。
- カ ア～オについて、要件を確認できる書類及び貴社（団体）の概要が分かる書類を提出すること。

4 手続き等

（1）契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号

担当課名 保健福祉局認知症支援・介護予防課

電話番号 093-522-8765 FAX 番号 093-522-8773

（2）説明書に対する質問受付及び回答

ア 受付期間

令和8年1月16日から令和8年1月30日まで（閉庁日を除く。）の毎日、
9時から17時まで

イ 受付担当課

(1) に同じ。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年1月19日から令和8年1月30日まで（閉庁日を除く。）の毎日、
9時から17時まで

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、別紙「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

エ 参加意思確認書記載上の留意事項等

(ア) 法人登記については、「現在事項全部証明書」等を添付すること。

(イ) 介護予防事業における実績については、事業名、契約担当課、事業内容、
受託期間等が分かるものを提出すること。

(4) その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても
参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。

オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効と
する。

カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合
は、これに応じなければならない。

キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行う
こととなった当該業務委託の指名競争入札又は指名型プロポーザルを中止する
場合がある。

ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。

ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起
算して7日以内に、書面により、北九州市保健福祉局認知症支援・介護予防課長
に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができ
る。